

災害時における緊急輸送に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、秋田県知事（以下「甲」という。）が人員等の輸送業務に関し、公益社団法人秋田県バス協会（以下「乙」という。）に対して協力を要請する場合において必要な事項を定める。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時等において、次条第1項各号に掲げる業務を遂行するために必要があるときは、乙に対し、業務の内容及び期間等を指定して輸送協力要請書（様式第1号）により協力の要請を行うものとする。ただし、文書で要請することができない場合は、口頭その他の方法で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 前項の規定による協力の要請は、運転手等の安全確保に配慮して行うものとする。

3 乙は、第1項の規定により甲から協力の要請を受けた場合は、甲が協力を要請する業務について可能な限り実施するように努めるものとする。

(業務の内容)

第3条 本協定において、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者（滞留者を含む。）等の輸送に関する業務
- (2) 災害応急対策の実施のために必要な人員等の輸送に関する業務
- (3) ボランティアの輸送に関する業務
- (4) 前三号に掲げるもののほか甲が必要とする輸送支援に関する業務

2 前項各号に掲げる業務は、乙の会員が業務に係る損害保険契約を締結していることを甲が乙に確認の上、行うものとする。

(報告)

第4条 乙は、前条第1項各号に掲げる業務に従事した場合は、速やかに当該業務の内容等について輸送実績報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第5条 乙が第3条第1項各号に掲げる業務の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害等の発生時において乙の会員が届け出ている運賃・料金等を基準として、甲乙協議の上、定めるものとする。

(費用の請求及び支払)

第6条 乙は、第3条第1項各号に掲げる業務終了後、当該業務に要した前条第1項の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があった場合は、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(故障事故等)

第7条 乙は、提供した車両が故障その他の理由により運行できなくなった場合は、速やかに代替車両を手配して、運行の継続に努めるものとする。

2 乙は、第3条第1項各号に掲げる業務の実施に当たり事故が発生した場合は、甲に対し、速やかにその状況を報告するものとする。

(資料の提供)

第8条 乙は、毎年1回甲に対し、乙の会員が保有する車両の保有台数等の資料を提出するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定を円滑に進めるため、その実施に関する事務を所掌する連絡窓口を置く。

2 前項の連絡窓口は、甲においては観光文化スポーツ部交通政策課とし、乙においてはその事務局とする。

(緊急連絡表の提出)

第10条 甲及び乙は、協定成立の日及び毎年4月1日現在の緊急時連絡表を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中で異動等があった場合についても準用する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して生じた疑義については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結の日からその効力を生じる。

2 この協定は、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が署名の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成30年12月12日

甲 秋田市山王四丁目1番1号

秋 田 県 知 事

佐竹敬久

乙 秋田市八橋大畑二丁目12番55号

公益社団法人

秋田県バス協会 会長

齋藤善一

様式第1号 輸送協力要請書（第2条関係）

年 月 日

公益社団法人秋田県バス協会会長 様

秋田県知事

印

輸送協力要請書

災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定書第2条第1項の規定に基づき、次のおり協力を要請します。

1 輸送を必要とする理由

2 輸送内容

輸送期間 (日時)	輸送区間 (乗車、降車場所)	乗車予定人数	輸送業務内容 (協定書第3条第1項の業務)
	から まで	人	(1) 被災者等 (2) 災害応急対策要員等 (3) ボランティア (4) その他
	から まで	人	(1) 被災者等 (2) 災害応急対策要員等 (3) ボランティア (4) その他

※輸送業務内容は該当するものに○印を記載してください。

3 その他参考となる事項

様式第2号 輸送実績報告書（第4条関係）

年 月 日

秋田県知事 宛

公益社団法人秋田県バス協会会長 印

輸送実績報告書

災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定書第4条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 輸送内容

輸送期間 (日時)	輸送区間 (乗車、降車場所)	走行距離 (km)	乗車人数 (バス台数)	輸送業務内容 (協定書第3条第1項の業務)
	から まで		人 (台)	(1) 被災者等 (2) 災害応急対策要員等 (3) ボランティア (4) その他
	から まで		人 (台)	(1) 被災者等 (2) 災害応急対策要員等 (3) ボランティア (4) その他

※輸送業務内容は該当するものに○印を記載してください。

2 その他必要な事項